

恒幸園指定居宅介護支援事業

重要事項説明書

1. 施設の概要

- (1) 事業の名称 社会福祉法人 恒徳会 恒幸園指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の所在地 茨城県筑西市向川澄98番地1
電話番号 0296-57-7268
F a x 0296-57-7269
(3) 介護保険指定番号 0872700323
(4) 通常の事業実施地域 筑西市・桜川市

2. 職員体制及び職務内容

当事業所では、ご利用者に対して居宅介護支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 管 理 者 1人(兼務)
業務を統括し、従業員の管理等を行います。
(2) 介護支援専門員 1人(兼務)
居宅サービス計画作成等の居宅介護支援を行います。
(3) 事 務 員 2人(兼務)
必要な事務を行います。

3. 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日 但し、日曜日及び4月1日(創立記念日) 12月31日～1月3日(年末年始)はお休みとさせていただきます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとします。 但し、月一回程度水曜日および土曜日については、 午前8時30分から午後0時30分までとさせていただきます。

4. 居宅介護支援の方法及び内容

- (1) 居宅介護支援提供開始に際して、確認事項の同意を得ます。被保険者証の要介護状態を踏まえて、心身の状況、家族の状況、本人や家族の意向を把握し、課題を分析するために面接を行います。
(2) 利用者の希望を基礎とし、介護計画を作成し、サービス事業者に対しての種類、内容、利用料等を説明し、文書により同意を得ます。
(3) 介護計画作成後も、利用者およびその家族、居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、介護計画の実施状況の把握を行います。
(4) 居宅サービス計画の作成にあたり、サービス事業者の選択については、複数の紹介を求める事が可能である事、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能である事を説明し、利用者またはその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

5. 利用料金、その他の費用

- (1) 要介護認定を受けられた方は、保険者から10割給付されますので、自己負担はありません。
(2) サービス実施地域以外の方のご利用は、要した交通費として次のとおり徴収させていただきます。
片 道 1km以上 10km未満 440円
10km以上 1km増すごとに 37円加算させていただきます。
(3) 契約の解除については、一切料金はかかりません。

6. 苦情の受付について

当事業所のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受けつけます。

- 苦情解決責任者
「施設長」 海老原 隆行
○ 苦情受付窓口(担当者)
「介護支援専門員」 瀬畑 直樹
(TEL) 0296-57-7268 (FAX) 0296-57-7269

以上のように重要事項の説明を受け、契約を証するため、本書2通を作成し、契約者および事業者は署名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住 所	茨城県筑西市向川澄98-1	
	事業者名	社会福祉法人 恒徳会	
	代表者氏名	恒幸園指定居宅介護支援事業所 施設長 海老原 隆行	印

説明者	所 属	恒幸園指定居宅介護支援事業所	
	氏 名	介護支援専門員 瀬畑 直樹	印

契約者	住 所		
	氏 名		印

代理人	住 所		
	氏 名		印